

# 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う特例貸付(延長)のご案内

**本制度は償還(返済)をしていただく必要のある貸付金です**

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金、総合支援資金貸付受付期間が本年12月まで延長されました。

それに伴い、変更点等がありますのでご注意ください。

**★申請、相談はすべて事前予約制となります(土日祝日除く)**

## ◇緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### 1 貸付対象

新型コロナウイルス影響を受け、現時点でも休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

### 2 貸付上限額

- 20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる

イ 世帯員に要介護者がいる

ウ 世帯員が4人以上いる

エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる

オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる

カ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する

キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要

### 3 据置、償還、利子

据置期間は、1年以内

償還期限は、2年以内

貸付利子は無利子、保証人は不要

#### 4 申込みに必要な書類等

- 緊急小口資金特例貸付借入申込書
- 緊急小口資金特例貸付借用書
- 減収確認書類／給与明細等（収入の減少状況に関する申立書添付）
- 本人確認書類（免許証・健康保険証・在留カード等）
- 住民票（世帯全員分）
- 通帳コピー（表紙、表紙裏見開き）またはキャッシュカード
- 印鑑（窓口申請時）

#### 5 申請、相談

申請先（相談）は裾野市社会福祉協議会です（裾野市石脇 524-1 TEL992-5750）

※静岡県社会福祉協議会への直接申請は出来ません。ご注意ください。

**申請、相談はすべて事前予約制となります（土日祝日除く）**

**前日の午前までに電話にて予約して下さい。**

**当日の申請、相談は出来ません。ご注意ください。**

郵送による申請も可能となりました。必要書類等は静岡県社協 HP または本会 HP よりダウンロード出来ます。

#### 6 審査・交付

申請後に静岡県社会福祉協議会で審査を行い、審査結果については書面で通知します。

なお、貸付不承認の場合、不承認理由をお答えすることはできません。

交付には2週間から3週間の期間を要します。ご了承下さい。

県社協への直接の問合せは絶対に控えて下さい。

# ◇総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

**自立相談支援機関からの相談支援を受けることが必要となりました。**

## 1 貸付対象

新型コロナウイルス影響を受け、緊急小口資金借用後、現時点でも収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

## 2 貸付上限額

(単身) 月 15 万円以内

(2人以上) 月 20 万円以内

貸付期間 原則 3 か月以内

## 3 据置、償還、利子

据置期間は、1 年以内

償還期限は、10 年以内

貸付利子は無利子、保証人は不要

## 4 申込みに必要な書類等

- 総合支援資金特例貸付借入申込書
- 総合支援資金特例貸付重要事項説明書
- 総合支援資金特例貸付借用書
- 減収確認書類（収入の減少状況に関する申立書添付）

申込み時点で今も感染症の影響を受け、収入減収又は失業していることが確認できる書類  
（下記のいずれかの書類）

減収の場合：収入減前と後の給与明細、給与振込通帳記録、就業先の休業などの確認書類、  
売上記録等

※収入減の後の収入に係る書類は申請から直近（1～2 月前）

失業の場合：離職票、退職時の源泉徴収票、廃業届の写し等

- 本人確認書類（免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）
- 金融機関届済印鑑（窓口申請時）
- 住民票（本籍地及び世帯全員の記載があるもの）
- 通帳コピー（表紙、表紙裏見開き）またはキャッシュカード

- ・口座振替依頼書

## 5 申請、相談

申請先（相談）は裾野市社会福祉協議会です（裾野市石脇 524-1 TEL992-5750）

※静岡県社会福祉協議会への直接申請は出来ません。ご注意ください。

**申請、相談はすべて事前予約制となります（土日祝日除く）**

**前日の午前までに電話にて予約して下さい。**

**当日の申請、相談は出来ません。ご注意ください。**

郵送による申請も可能となりました。必要書類等は静岡県社協 HP または本会 HP よりダウンロード出来ます。

## 6 審査・交付

申請後に静岡県社会福祉協議会で審査を行い、審査結果については書面で通知します。

なお、貸付不承認の場合、不承認理由をお答えすることはできません。

交付には2週間から3週間の期間を要します。ご了承下さい。

県社協への直接の問合せは絶対に控えて下さい。

## その他

- ・基本的な内容の問合せはコールセンターをご利用下さい。

【緊急小口資金等相談コールセンター】 TEL0120-46-1999（土日対応）

- ・現金給付、事業資金についての相談は実施していません。
- ・住居確保給付金については裾野市役所社会福祉課にご相談下さい（TEL995-1819）

裾野市社会福祉協議会

裾野市石脇 524-1（福祉保健会館2階）

TEL055-992-5750

FAX055-993-5909

URL <https://syakyo-susono.or.jp>

メール [info@syakyo-susono.or.jp](mailto:info@syakyo-susono.or.jp)